## 鳥取県告示第166号

平成20年鳥取県告示第261号 (測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の 一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後

改正前

- ならない。
  - (1) 略
  - (2) 平成22年鳥取県告示第669号 (測量等業務の 契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な 資格等について) に基づく入札参加資格(以下「入 札参加資格」という。) のうち、調達公告で指定 する業務の種別(以下「発注業種」という。)に 係るものを有すること。
  - (3) 略
  - (4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確 認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528 号県土整備部長通知)第3条に規定する適用対象 業務においては、同要綱第2条第2号に規定する 成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」 という。)を下回る価格で落札された測量等業務 に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平 成19年7月11日付第200700062336号県土整備部 長通知)第8条第2項に規定する成績評定をい う。) において、業務評定点(鳥取県県土整備部 測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管 第2839号県土整備部長通知)第5条第3項に規定 する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業 務又は補償コンサルタント業務にあっては77点未 満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務に あっては80点未満の場合には、当該測量等業務の 属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成 果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種 をいう。以下同じ。) については、次の表の左欄 に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る期間が、応募期間の末日から開札日までの期間 に含まれていないこと。
- 期間 委託対象設計金額 1,000万円未満 県土総務課が発注機関 から検査結果に係る通知

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければ 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければ ならない。
  - (1) 略
  - (2) 平成20年鳥取県告示第789号 (測量等業務の 契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な 資格等について) 又は平成21年鳥取県告示第696 号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参 加する者に必要な資格等について) に基づく入札 参加資格(以下「入札参加資格」という。)のう ち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注 業種」という。) に係るものを有すること。
  - (3) 略
  - (4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確 認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528 号県土整備部長通知) 第3条に規定する適用対象 業務においては、同要綱第2条第2号に規定する 成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」 という。)を下回る価格で落札された測量等業務 に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平 成19年7月11日付第200700062336号県土整備部 長通知)第8条第2項に規定する成績評定をい う。) において、業務評定点(鳥取県県土整備部 測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管 第2839号県土整備部長通知)第5条第3項に規定 する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業 務又は補償コンサルタント業務にあっては77点未 満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務に あっては80点未満の場合には、当該測量等業務の 属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成 果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種 をいう。以下同じ。) については、次の表の左欄 に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る期間が、応募期間の末日から開札日までの期間 に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	技術企画課が発注機関
	から検査結果に係る通知

を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間

を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間

略

(5)~(8) 略

 $2\sim6$  略

略

(5)~(8) 略

 $2\sim6$  略